

公益財団法人全国法人会総連合
会長 小林 栄三 殿

国税庁長官官房企画課長 永田 寛幸
国税庁課税部法人課税課長 田島 伸二

マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進について（協力依頼）

平素から、マイナンバーカードの取得促進に向けた取組に対し、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、菅内閣総理大臣の所信表明演説において、令和4年度末にマイナンバーカードをほぼ全国民に行き渡ることを目指していく旨の発言があったところであり、政府として、普及拡大に向け、改めて、取組を進めているところです。

マイナンバーカードは、令和2年9月に開始されたマイナポイントによる消費活性化策や令和3年3月から開始予定のマイナンバーカードの健康保険証利用、また、各種証明書のコンビニエンスストアでの取得、更には今後、運転免許証との一体化も検討されている等、大きなメリットがあるカードです。

以上を踏まえ、内閣官房副長官補室・内閣官房番号制度推進室・総務省自治行政局住民制度課・厚生労働省保険局医療介護連携政策課からマイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進について協力依頼があったところ、マイナンバーカードの普及により e-Tax の利用が促進され、納税者の利便性向上につながると考えられることから、国税庁においても積極的に取り組むことが必要と考えております。

つきましては、貴会の会員等に対して、別紙「マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の呼び掛けについて」を活用するなどして、マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の呼び掛けを行っていただきますよう、お願い申し上げます。

また、マイナンバーカードの更なる普及促進の参考とするため、各単位会及び会員におけるマイナンバーカード取得促進に向けた独自の取組について、各局署の担当者から確認があった際には、積極的に情報提供いただくよう、重ねてお願い申し上げます。